

犯罪に於ける個人的要因と社会的要因

上原, 道一

<https://doi.org/10.15017/14512>

出版情報 : 法政研究. 2 (1), pp.93-144, 1931-12-30. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

犯罪に於ける個人的要因と社會的要因

上原道一

一、緒言

二、觀察の立場の決定並に個人的要因と社會的要因との區別

三、各要因の重要性

四、結語

一、緒言

私は新な資料に基く研究をこゝに示さうとするのではない。たゞ從來あたへられたる犯罪人類學的及社會學的
研究に基き、犯罪の原因は何處に存するか、犯罪を消滅せしめ或は減少せしめるには如何なる道が可能であり或

犯罪に於ける個人的要因と社會的要因 (第二卷第一號)

(A 九三)

三

は必然であるか、について一應の省察を試みようとするに過ぎない。

右の様な概觀的省察を必ずしも無意義にあらざる考へた理由は次の如くである。即ち、從來一般に犯罪は個人的要因、社會的要因、自然的要因、等に基くこゝが認められ、その各個の要因と犯罪との聯關については多くの研究が試みられてゐるが、これら各種の要因の重要性の大小、要因相互間の關係、等については必ずしも詳細な考察が下されず、その結果犯罪對策も不徹底に終つてゐる例が少くないやうに思はれる。而してこのこゝは一部分觀察の立場に關する反省の不足に起因してゐる様に思はれるのである。又他方に於て、犯罪の原因を統計的に研究する爲、又は統計そのものを作成する爲にも、豫想としての一の犯罪原因論を根底させねばならぬであらう。その意味でこの小論は犯罪の實證的研究の序論ともなり得るわけである。

なほ犯罪現象の將來については二つの方面からの觀察が可能である。一は現在犯罪とせられてゐる如き行爲が將來に於て消滅するか否かの問題であり、他は或行爲に對し刑罰を科するといふこゝが將來に於ても行はれるか否かの問題、即ち刑罰の死滅といふ如きこゝが起り得るか否かの問題である。前者は行爲の實質に關する問題であり、後者はこれらの行爲を如何に取扱ふかの形式に關する問題である。この二つの問題は決して無關係なものではないが、私が今取扱はうとするのは主として第一の問題であるこゝをおこしはりして置きたい。

二、觀察の立場の決定並に個人的要因と社會的要因との區別

犯罪原因の分類について比較的一般に認められてゐるのはフェリーの說である。そこで私はフェリーの分類を吟味しながら個人的要因と社會的要因との異同を明にしたいと思ふ。

フェリーはは犯罪の原因を、個人的要因、自然的要因、社會的要因、の三者に分けてゐる。その各々は次の如き内容を有する。

1. 個人的（人類學的）要因

これは犯罪者の體についてゐるもので、犯罪の第一係數である。而して犯罪者も他の人と同じく、之を分離せる個人として生理的方面或は心理的方面から觀察するこゝも出來、又之を社會の一員として觀察するこゝも出來るから、個人的要因は更に次の如き三種に再分される。

イ、生理的組織（頭蓋骨、腦髓、内臓、感覺、反射運動、等に於ける異常性、及び一般の身體的特質に於ける異常性、即ち特殊の容貌、刺青なきを含む。）

ロ、心理的組織（智力、感情、殊に社會意識、の異常性、及び犯罪者間の隱語の特殊性等を含む。）

犯罪に於ける個人的要因と社會的要因（第二卷第一號）

（A 九五）

五

ハ、人格的特性（種族、年齢、性別等の如き生物學的條件、及び身分、職業、住居、社會階級、訓育、教育等の如き生物學的社會的條件を含む。）

2. 自然的（器械的）要因

これは自然的環境に存する犯罪原因であつて、氣候、土地の性質、晝夜の長短、季節、氣温、氣象、農産物の多少、なきを含む。

3. 社會的要因

これは社會的環境に存する犯罪原因であつて、人口の密度、輿論、宗教觀念、家族の組織、教育制度、アルコール中毒、經濟的及び政治的組織、司法及警察組織、民刑立法、等を含む。

フェリーの分類は右の如くである。この分類を見てまづ感ずるこゝは、それが驚くべく包括的なこゝである。實際この世界の殆んぎあらゆる事物が右の分類の何れかの項目に含まれるであらう。彼によれば、氣候や土地の狀況も犯罪の原因であり、亦年齢や性別も犯罪の原因である。即ち男であり女であるこゝいふこゝそのこゝが既に犯罪の原因だこゝいふのである。これは我々に一の奇異な感じを起させはしないであらうか。男であり女であるこゝは最も普通のこゝであり、人間たる以上避くべからざる所である。犯罪の原因はこゝもつ特殊な所、いはば病的

な所、に存する様に感ぜられはしないであらうか。

右の如き奇異の感じのおこるのは、私の解する所によれば、觀察者の立場の相違によるのである。そこで次に各々の立場を明にしよう。フェリーは具體的觀察に於て犯罪現象ミ何等かの因果的聯關を示す事物をすべて拾ひ集め、これを犯罪の原因ミして提示したのである。彼は次の如くに言ふ。政治的理由による殺人の如き例に於ては自然的要因の影響は存しない様に見えるかも知れない、併しその當日若し息のつまりさうな暑さであつたならば犯人の神經力が弱まり犯行は翌日に延ばされたかも知れぬ、而して若し翌日になれば被害者は他の人から警告を受けて難を免れたかも知れない、又逆に或種の氣象が犯罪の決意を早めることもあるであらう、故に如何なる場合にも自然的要因を除外することは出来ないのである⁽¹⁾。その外彼はかくの如き具體的聯關の統計的表現ミして夏期には性慾的犯罪が多く冬期には財産犯罪が多いといふ事實、男子ミ女子ミはほぼ同數存在するに係はらず犯罪の大多數は男子によつて行はれるといふ事實、なごをあげ、氣候や性別ミ犯罪現象ミの因果的聯關を主張してゐるのである。思ふに、如何なる現象でもその因果的制約者をさかのぼる時は無限の廣さミ深さミに達するのであつて、結局世界の殆んどあらゆる事物がその現象の條件ミして現はれるに至るであらう。犯罪も一の現象なる以上この事實の例外をなすものではないことは勿論である。フェリーの提示せる犯罪原因が世界のあらゆる事物

を含んでゐるさういふことは、この點より見ればひゞまづ理解せられるわけである。所がこれに對しては更に次の様な疑問が起されるかも知れない。即ち、成程氣候や性別も犯罪現象との間に或聯關が存することは事實かも知れないが、我々は氣候や性別を廢止若くば變更し得ない以上、かくの如き智識は單なる獵奇慾を満足せしめるのみであつて何等實踐的意義を有しないのではないか。併しながらこの非難は必ずしも正當でない。かくの如き智識も或人に於ては一の實踐的意義を持ち得るのである。即ち警察的取締の任に當る人は、例へば夏は取締の重點を性慾的犯罪の方面にむけ、冬はそれを財産犯罪の方面にむけるさういふ様に、右の智識を參考して自己の實踐を調節することが出来る。否むしろ右の如き觀察は、この取締り上の實踐的要求を、意識的又は無意識的に基礎として行はれたものに外ならないのである。⁽²⁾そこで私はこれを取締り的立場に於ける觀察を呼ぶことにしよう。⁽³⁾

(1) Ferris: Criminal Sociology, (Translated by J. I. Kelly and J. Lisle) p. 116. 山田吉彦譯、犯罪社會學、上卷、一九五頁

(2) 我々は一の現象を觀察する場合には、その現象の何處に注目するか、即ちその現象について何を「問題」とするか、をまづ決定せざるを得ない。而して何を「問題」とするかさういふことは、歴史的社會的制約の下に於ける觀察者の實踐的要求を基礎として定まるのである。即ちかくの如き實踐的要求があらゆる理論の眞の根底だと言つてもよいであらう。この点を詳しく反省したものととしては、戸坂潤、イデオロギーの論理學、殊に一四頁、二五頁、四二頁、四三頁、六七頁、七八頁等。

(3) フェリーは取締りの立場を意識してゐたのではない。彼は立脚地を十分反省することなく、たゞ犯罪が因果的必然的に起ることを立證しようとした。その結果彼の結論は、犯罪の特殊の原因を示すことなく、たゞ犯罪も「他の一切の人間行爲と同じく」個人的、自然的、及び社會的要因に基くといふことを示すのみとなつたのである。これは犯罪の原因を各個人の自由意志に求めそれ以上に原因の探究をしなかつた所の當時の一般的思潮に反對する意味に於ては一の意義を有したであらう。併し現在に於ては犯罪現象が因果的必然的現象だといふことは、特に證明するまでもなく、一般に認められてゐる事實に過ぎない。然るに現在に於ても彼の與へた分類が比較的一般に認められてゐるのは、それが取締りの立場から見て實踐的意義を有するからである。

然らばフェリーの分類を見て奇異の感を抱いた人の立場は何であるか。それは原因を除去することによつて犯罪現象を消滅せしめようとする立場である。即ち、實踐的に犯罪原因を除去し、それによつて犯罪なき社會を實現しようとする立場である。従つてこの觀察者は、我々の實踐的行爲によつて除去又は變更し得る或ものにしてそれを除去又は變更することによつて犯罪現象の消滅を結果するが如き或ものを求める。而してかゝる或ものこそ眞に犯罪の原因なりと主張しようとするのである。この立場から、例へば性別と犯罪との關係を考へて見ると、次の様な結論となる。即ち、一つの社會になつても男女の性別を消滅せしめることは不可能なるが故に、若し性別と犯罪との間に必然的關係が存するならば犯罪の消滅は不可能である、併しすべての男性が或種の犯罪を行ふといふ事實が存しない以上性別と犯罪との關係は必然的なものではない、一部の男性をして或種の犯罪を行

はしめる特殊の原因が他に存しなければならぬ。我々はその特殊の原因をこそ求めてゐるのだ。私はこれを原因除去的立場と呼ぼう。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

(4) これを犯罪豫防の立場と呼んでもよい様であるが、取締りも一種の豫防であるから、これでは前の立場との區別が明瞭でない。そこで甚だぎちないが原因除去的立場と呼ぶことにする。

(5) 犯罪原因に關する特殊研究の多くは、或種の要因と犯罪との間に因果的聯關の存することを證明するのみを以て満足し、その要因が、犯罪の全要因中でどんな地位を占めるかを明にしてゐない。その結果、人は統一的な犯罪原因論を構成しようとする場合に、甚だしい困難に當面するのである。而してかくの如き困難は、特殊研究者相互の間に於ける觀察の立場の不一致といふ事實によつて更に増大されるのである。まづこの事實に注目し、觀察の立場そのものを分類しよう企てた人としてはリストをあけることが出来る。彼は、何故に特殊の個人が特殊の犯罪を行ったかといふ点に興味の中心を置く場合と、何故に一定の社會に或犯罪が存在するかといふ点に興味の中心を置く場合とを區別して、前者を以て醫者、裁判官、心理學者、監獄官吏の見方なりとし、後者を以て社會學者の見方なりとしてゐる。而して彼は、この二つの見方は學問的に同等の權利を有するものとして並立せしめつゝゐるのである。 Liszt: Die gesellschaftlichen Faktoren der Kriminalität. (Liszt: Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge. Zweiter Band. pp.438-440.) 參照。併しなから、リストの分類の前者の場合に於ても、その個人が自己の血族なるが故といふ様な私的理由によつて興味を集中する場合は別とし、何等かの全體的社會的關心の下に個人に興味を集中するのであるならば、それは所謂社會學者の見方と並立せしめらるべきものではなくして、むしろ綜合され統一さるべきものであ

る。即ち醫者、裁判官等の見方と社會學者の見方とは、單に分離さるべきものではなくして綜合されねばならぬ。むしろ私の考へるところによれば、一層重要な見方の對立は、犯罪に對する働きかけの態度の差違の中に存するのである。その態度の各々を、私は取締りの及び原因除去的といふ名を以て指示したわけである。

右に述べた所によつて二つの立場はほぼ明なつたと思ふ。即ち原因除去的立場は、いはば犯罪的エネルギーそのものを消滅せしめようとするのであり、取締りの立場は發生せる犯罪的エネルギーを國家的權力を以て防止しようとするのである。然らばこの立場の何れがより根本的であらうか、即ち犯罪を消滅或は減少せしめる爲により有効であらうか。

これについてはフェリー自身が既に一應解決を與へてゐる。即ち彼の「犯罪社會學」の最も重要な主張の一は、刑罰及び取締りの方法の力弱きこと、並に原因除去的方法の根本的に有效なること、の強調である。即ち彼は言ふ、「犯罪飽和の法則から來る第二の結果は、（これは理論的にも實際的にも甚だ重要なことである、）刑罰云ふものは、若干の純粹に空想的な議論はあつたが、今日迄兎に角犯罪に對する最良の治療策として思惟されてゐたのに、さういふ様な效力を刑罰は決して有しないことを科學的に證明したことである。事實犯罪といふものは、立法者によつて手輕に發布せられ裁判官、監獄官吏によつて適用せられる刑罰とは全然異つた他の原因

の全體の爲に増減するものである。歴史は是に就て明かな例を示してゐる。ローマ帝國時代社會が極度に墮落した時法律は如何に獨身、姦通、近親相姦、反自然性交に對して『處罰の劍及び選擇せられた刑』を振りかざしても何等の効果もなかつたのである。』⁽⁶⁾又特に警察的取締りにについても彼は次の如くに言つてゐる。即ち、それは『犯罪の萌芽が既に發達し、其遂行が目睫の間に迫つた時犯罪を防止するに限られ、大概の時に直接なる強制手段に訴へるのであるが、これはそれ自身懲罰的性質を含み、今日まで何等の成效も收めず、單に新なる犯罪を誘發し得たに過ぎない。社會豫防は遠く犯罪の原因に溯つて其萌芽を絶滅するにある。』⁽⁷⁾このフェリーの言葉には幾分の誇張が含まれてはゐるであらう。即ち些細な偶發的犯罪の一部は取締りの方法によつても防止され得るであらう。併しながら根本的に見て、取締りの方法が力弱きこゝ、原因除去的方法が大なる恒定的效力を有するこゝ、は之を疑ひ得ないのである。

(6) Ferris, Op. cit. p. 214. 邦譯二六七頁

(7) Ferris, Op. cit. p. 283. 邦譯四七九、四八〇頁

かくて取締的方法の力弱きこゝ、原因除去的方法が根本的に重要なこゝ、が明になつた以上、犯罪の原因を探究する場合にまつ第一に我々の探るべき立場は原因除去の立場でなければならぬ。然るに原因除去の立場の優越

を強調したフェリー自身が、犯罪原因の分類に於ては取締りの立場を採つてゐるのであつて、これ方法論的反省の不足から起つた所の一の矛盾も言ひ得るであらう。又「犯罪學者フェリーと社會主義者フェリーとの間に存する二元論」の⁽⁸⁾一場合も見るこゝが出来らうであらう。然るに我國に於ては、一般にフェリーの犯罪原因論が大體そのままで承繼せられてゐる様に見える。⁽⁹⁾私は以下に於て原因除去的立場から一應犯罪の原因を考察して見たいと思ふ。

(8) 木村龜三氏、犯罪の社會的原因、(法學志林、第三十三卷第六號、九一頁)なほフェリーは其の後ファツシズムに對しても好意を示すに至つた。以て彼の社會觀の曖昧さを知ることが出来る。

(9) 島保、刑事政策學大綱、七四頁

山岡萬之助、刑事政策學、三四七頁以下。山岡氏は直接フェリーに據つては居られないが、取締りの立場は一層明かである。その他、勝水淳行、犯罪社會學、一五八頁

前に述べた如く原因除去的立場は、我々の實踐的行爲によつて除去又は變更し得べき或ものにして、それを除去又は變更するこゝが犯罪の消滅を結果するが如き或もの、を探究するである。従つて我々の實踐によつて動かし得ない所のものについては、それが犯罪に對し必然的な、一義的に決定的な、影響を有せざる限り、之を原因

から除外するのである。何故ならば、例へば貧困と寒氣との二因素によつて窃盜が行はれたといふ場合、我々の實踐により動かし得べき因素たる貧困を除去すればかくの如き窃盜は全然消滅するのであつて、かかる窃盜を消滅させるためには貧困のみに注目すれば足り、寒氣はひきまつ問題の外に置き得るからである。⁽¹⁰⁾この立場に立つて、フリーの與へた分類の中から、不必要なるものを除外して見よう。

(10) 或ものが人間の實踐的行爲によつて動かされ得るか否かといふことは絶對的には決し得ないであらう。それは間接には科學の進歩の程度によつて制約せられ、直接にはその時代の社會經濟的狀態によつて制約せられる所の、相對的問題である。従つて私が今或要因の除去の可能、不可能について言ふ時には、常に現在の社會を前提としてゐるのである。

まづ問題となるのはフリーの所謂自然的要因である。自然的要因が犯罪現象に作用するに主張せられる事例を見るに、例へば夏は性慾を強めるが故に性慾的犯罪が増加し冬は物質的を多くするが故に財産犯罪が増加するといふが如き、或は極端なる高温や極端なる低温は人の活動を萎微せしめるが故に犯罪も減少するといふが如きである。所がこれらの事例に於てはいづれも、自然的要因は人間の慾望或は活動力を強め或は弱めるのみであつて、人の行爲を特に犯罪的方向へむかはしめるものとは認めるところが出来ない。人の活動が増加したと同じ割合で犯罪が増加したのであるならば、相對的には何等犯罪の増加は存しないのであつて、そこには特殊の犯罪

原因が作用してゐることは認められない。又夏期に性的犯罪が多いことは夏期に性慾が強くなることとの間に何等かの關聯があるとしても、性慾そのものは人間の當然の本能であつて何等犯罪的のものではない。それが犯罪的方向に越くか否かは、ボンガーも言ふ如く他の個人的及び社會的條件によつて決せられるのである。かくの如く見てくると、自然的要因は犯罪に必然的關聯を有するものでないことは甚だ明である。而も自然的要因は現在の所人力によつては殆んど動かし得ざる所のものである。それ故に我々は自然的要因なるものを特に犯罪の原因として認むべきではないのである。⁽¹³⁾

(11) Bongert: *Criminality and Economic Conditions*. Translated by H. P. Horton. p. 112.

(12) 現代の科學の力によつては、氣候そのものを變化せしめ、或は晝夜の長さを變化せしめることは殆んど不可能である。たゞ暖房裝置、冷却裝置といふ如きものが相對的意味で氣候の變化と言ひ得ることでも、それは現在の所科學的問題であるよりもむしろ經濟的問題であり經濟的問題は社會的起因に關する問題である。尙他に氣候或は土地の相對的變更としては、集團的移住といふことが考へられるかも知れないが、それも現在の如き割據的世界に於ては問題とならない。而して世界のかゝる割據的狀態の變更といふことも亦社會的な問題である。

(13) リストやボンガーも自然的要因を否認しようとした。けれども彼等は觀察の立脚点の相違を明にせず、たゞ内容的な批判によつてそれを行はうとした爲に十分に成功しなかつたのである。犯罪行爲も人の行爲なる以上、氣候その他の自然的條件からも

影響を受けることは言ふまでもない。問題は氣候の影響が果して必然的に犯罪化的に作用するかといふ点、並にそれは果して實踐的に動かし得るかといふ点に存する。即ち自然的要因の否認は、原因除去的立場に立つことによつて、始めて理論的に可能なるのである。Liszt: Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge. Zweiter Band. pp. 437, 438. Bonger: Criminality and Economic Conditions, pp. 110—112.

次に、所謂個人的要因並に社會的要因の中にも、右と同様の理由によつて除外されるべき多くのものが含まれてゐる。即ち個人的要因中の、種族、年齢、性別、等は除外されねばならぬ。これらのものは犯罪と必然的關係を有せず、しかも實踐的に動かし得ないものだからである。又フェリーは社會的要因としては一般的に、政治、經濟、風俗、教育、等々を擧げてゐるのであるが、これは甚だ不正確であつて、政治、經濟、等々の如何なる點が犯罪の原因となるかを明にすべきであらう。⁽¹⁴⁾

(14) 勿論フェリーも彼のいはゆる刑罰等値物を説明する場合に或程度までこの点を明にしてはゐる。併しながらその説明は組織的ではなく、不完全たるを免れない。フェリー、前掲書、二四二頁以下、邦譯、四一四頁以下。

以上の外、原因除去的立場から見た場合に、フェリーの分類において不適當と考へられる點は個人的要因と社會的要因との區別の標準である。彼の分類によるに、犯人の身分、職業、住居、社會階級、教育、などは個人的要因の中に含まれる。成程、これらのものは一應犯人の「體についたもの」、犯人の人格の一部をなしてゐるも

のこ見るこゝが出来るであらう。併しながら歴史的な時間の流れを考慮に入れて考へるならば、社會的要因の變更は必然的にこれらの因素の變更をもたらすこゝこなる。ただそのためには相當の時間を必要とするのみである。それ故これらの因素はむしろ社會的要因の中に入るべきである。それは社會的要因が個人の人格の中に滲透するこゝこによつて、いはば間接的に、だが驚くべく強力に、作用する場合に外ならないのである。

以上の如くして、フェリーの興へた分類の中から種々の因素を除外するこゝこによつて、個人的要因と社會的要因が残つた。個人的要因とは各個人の生理的及び心理的異常性であり、社會的要因とは社會的環境にして犯罪原因として作用する部分を指示する。社會的要因の内容は甚だ複雑であるが次節に於て或程度までこれを明にしたいと思ふ。今はこの二個の要因の本質について更に少しの吟味を附加しよう。

個人的要因と社會的要因を區別して考ふる理由は何處に存するのであらうか。これにはまづ歴史的理由が存在する。即ち犯罪原因の研究を最初に刺戟したロムプロゾが、個人の遺傳的性情を特に重んじたこゝこがそれである。その後漸次に社會的要因の重要性が認められてきたのであるが、現在に於てもロムプロゾの流れを汲むイタリヤ學派の犯罪學者は一般に個人的要因を重要視し、社會的環境を如何に改めても犯罪の完全なる消滅さふ如きこゝこは起り得ないこゝ主張するのである。⁽¹⁵⁾併しこれについてまづ疑問さすべきは、果して個人的要因なるも

のは社會から全く獨立のものであるかといふ點である。元來人間は社會的生活によつて現在あるが如き人間となつたのであるから、純粹に個人的な要因といふ様なものはあり得ないであらう。時として人間の心から貪慾さが消滅しない以上如何に社會の構成を改めても犯罪は消滅しないといふ様なこゝが言はれる。併しながら社會的環境の變更によつてかかる人間の心理も根本的に變革せられ得るものなるこゝは明である。⁽¹⁶⁾ 最も個人的なるもの如く見える遺傳的變質性すら、過去數世代にわたる環境の影響に負ふ所が甚だ大きいであらう。右の如く考へてくるに、我々は個人的要因をも亦否認してもよい様に見える。併し私は次の如き理由によつて、遺傳的變質性のみをひこまづ個人的要因と認めて考察を進めようと思ふ。

(15) 例へば Ferris: Op. cit. pp. 38, 179. 邦譯、六六頁註、三〇七頁

(16) Bongers: Op. cit. pp. 382—399, 404. 參照。

前に自然的要因について考察した様に、今遺傳的變質性について、それが犯罪現象と必然的聯關を有するか否か、及びそれは實踐的に動かし得るものなるか否か、の二點からこれを考察して見よう。前の問題は、遺傳的變質性のみによつて、即ち社會的要因の協力なくして、犯罪が行はれる場合があるか否かの決定に依繫する。私は後述の如くかかる場合はないと考へるであるが、イタリア學派の學者は一般にかかる場合の存在を認める。例へ

比較的に社會的要因を重んずるフリーラ、⁽¹⁷⁾「犯罪を起す事件は、先天的犯罪者にあつては既存本能の適用點でも云ふべきものであつて、それが誘因となるこいふよりも、只口實となるこ云ふ方が正しい。」と言つてゐる。兎も角、遺傳的變質性犯罪との關係は、必然的ではないにしても、所謂自然的要因犯罪との關係に比較すれば甚しく緊密なるこを認めねばならない。次に遺傳的變質性は實踐的に動かされ得るか否かを見るに、少くもその一部、即ち親の惡環境、アルコール中毒、微毒の影響によるものは、後述の如く社會的要因の除去によつて之を消滅せしめ得る。従つてこれらのものはむしろ社會的要因の間接的な結果に過ぎないわけである。併しながらこれについては、社會的なるものの變更が變質性の消滅となつて現はれる爲には、數世代にわたる長い期間を必要とするこを先づ注意せねばならぬ。又他方には、社會、殊に社會の組織、の問題に直接に觸れるこもなく、只所謂優生學的方法によつて變質性を除去し得べしと考へる人も存在する。かくの如き方法が犯罪減少策としてこの程度の效力を有するかにについては次節で考察したいと思ふのであるが、今は右の様な事情を考慮し、遺傳的變質性をひきまつ社會的なるものから區別して扱ふこを便宜とするこいふ意味に於て、之を個人的要因と認めて論をすすめたいと思ふ。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾

(17) Ferris Op. cit. p. 155. 邦譯二六〇頁

犯罪に於ける個人的要因と社會的要因 (第二卷第一號)

(A 一〇九)

一九

(18) 私が今個人的要因として認めたのは遺傳的變質性のみである。個人の道徳的墮落といふ様なことを個人的要因として認められない。道徳的墮落にもその原因がなければならぬ。それは一部分は變質性に基き、他の大部分は社會的環境に起因するであらう。又或人は、力強き人は暴力的犯罪に走り易く、能辯家は詐欺等を犯し易いので、かゝる点にも個人的條件が作用してゐるのではないか、と言ふ。併し、力強きこと、能辯なること、等は普通の人間の性質であつて、特に犯罪と必然的關係を持つものではないことは甚だ明である。しかもこれらはむしろ有用なる人間の性質なるが故にこれを消滅せしむべしなごは思ひもよらないであらう。従つて原因除去的立場に立つ以上、かゝるものを個人的要因として認むべきではないのである。

(19) なほ個人的要因として認める爲には或程度以上の強き變質性を必要とする。即ち特殊の手段を加ふるにあらざれば社會生活に順應せしめ難い程度の變質者でなければならぬ。その理由は次の如くである。我々は前に述べた如く人間の實踐により動かし得べきもののみを犯罪要因として認める。而して遺傳的變質性を個人的要因として認めたのは、遺傳的變質性は、優生學的方法或は精神病學的方法によつて、社會的要因に直接觸れることなく、或程度まで之を動かして得るからであつた。所が些細なる一部の變質性は社會人の大多數に認められると言ひ得る位であつて、現實の問題として優生學的方法がその對象としてゐるのは、強度の變質者のみに限られてゐるのである。それ故我々は今かゝる強度の變質性のみを個人的要因として認めればよい。輕度の變質性は社會的要因の除去並に優生學的思想の普及によつて、暫次將來に於て減少すべしと想像されるのみであつて、これに對する特殊の手段として有力なものはない様である。

(20) 私がこゝに遺傳的變質性と言つたのは最も廣い意味であつて、醫學上から見れば、癲癇性癡呆、早發性癡呆、中毒性精神病、生來性精神薄弱、精神變質症、變質性精神病などをそれが遺傳的なる限りに於てすべて包含するものである。遺傳的變質性

といふ言葉をかくの如く廣義に用ふるのは醫學上からは不適當であらうと思ふけれども、言葉を簡單にする爲にさしあたり之を許していただきたいと思ふ。

三、各要因の重要性

以上に於て個人的要因と社會的要因との區別がひき先づ明かされた。次に私は各要因の重要性を考察しよう。⁽¹⁾
即ち量的に見て多くの犯罪が何れの要因によつて起るかを觀察しよう。而してそれと共に社會的要因の内容を或程度に明かならしめたいと思ふ。

(三) フェリーは一般的に各要因の重要性を問ふことは、問題そのものが悪いのだと言つてゐる。(前掲書一九三頁、邦譯三三〇頁)併しながらこれは、すべての犯罪は個人的、自然的、及び社會的要因の結合的結果なりとする彼の議論を前提とする。而して私は、後に明かされる如く、この前提そのものを正當ならずと考へるのである。

ここに於て問題となるのは、個人的要因のみにて犯罪の成立する場合があるか、社會的要因のみにて成立する場合はあるか、又二者の協力する場合は如何、而してこれらの量的比率はほゞどれ位かといふことである。

最初の問題は、完全な意味で先天的犯罪者と言はるべき者が果して存在するかの問題である。始めて先天的犯

罪者並に犯人定型なるものの存在を主張したのは、ロムブローゾであり、その後これは烈しい論争の題目となつた。特にロムブローゾに反對して社會的要因の重要性を主張したのは、タルド、ラカッサーニ、マヌーヴリニ、等を代表者とする所謂フランス學派、及び、ツラチ、コランニ、ボンガー等の所謂社會主義學派であつた。これらの論争の内容を一々ここに示すことは不可能でもあり、又その必要もないであらう。只一二の注意すべき點を次に示さう。

まづロムブローゾは多くの犯罪者に關する實證的研究の後、犯罪者の中には解剖上、人體測定上、及び人相上、多くの異常性を有する者ゝ然らざる者ゝが存するこゝを發見し、前者を以て先天的の犯罪者なりと主張したのである。併しながら彼は結局先天的犯罪と癩癩と道德的白痴との三者を以て同一の反抗し難き動因の現れなりとし、これらを同一視するに傾いたのであつて、先天的犯罪者と癩癩その他の精神病者との區別は彼によつては十分に明せられてゐないのである。⁽²⁾

(2) M. Parneelee: *The Principles of Anthropology and Sociology in Their Relations to Criminal Procedure*, pp. 35, 38, 39. (Lambroso: *L'homme criminel*. Paris, 1895. Vol. II, pp. 1, 49, 50.)

次にロムブローゾは、耳、額、頬骨、顎骨、眼、上唇なきの特徴を以て犯人定型なるものを提示したのである

が、種々の批評を受けた後、彼自身これは統計に於ける「平均」に同様の價値を有するものに過ぎぬことを認めてゐる。且犯罪者の中この犯人定型を現はす者は、ロムブローゾ自身の觀察によつても約四〇%に過ぎない。⁽³⁾而して反對に犯罪者以外の者にも犯人定型は發見されるのである。要するに犯人定型なるものは、犯罪の必然的條件を認めらるべきものではない。かくてフェリーは、若し犯罪の先天的素質を有する人であつても、「幸にして除外例的に良好な環境中に住み得れば、法律に牴觸しないで一生を終り得る」ことを認めてゐるのである。⁽⁴⁾

(3) Parmelee: Op. cit. pp. 76—78. (Lombroso; Op. cit. Vol. I, p. IX.)

(4) Ferris: Op. cit. p. 96 邦譯一六二頁

併しながら右のフェリーの言葉に對しても我々は更に一の疑問を提出せねばならぬであらう。それは、果して先天的な犯罪素質といふ様なものが存するか、即ち、犯罪性そのものが果して遺傳するか、こいふことである。成程癲癩、精神低能なきが遺傳することは科學的に認められてゐる。併し犯罪性そのものの遺傳は現在の遺傳學によつては決して證明せられてゐない。有名なクレチアン家族の例の如く或一家の系統に多くの犯罪者を出した實例は存在する。併し島氏の言の如く、「犯罪が遺傳することを證明するが爲には犯罪者を親に持つ兒童が出生と共にその家庭から引離され、正直な人々に依り誠實な環境の裡に育てられたに拘らず、或時期に犯罪者となる

に至つたこゝが證明されなければならぬ。この種の經驗が屢々繰返されて、初めて犯罪の遺傳が證明されるのである。併し乍ら、この種の經驗は未だ得られない。反つて不良性の兒童でも、その家庭に悪い環境から離れた場合に善良な兒童になつたこゝの實例が澤山に存するのである。これらの實例は犯罪者の家庭に漲る不正直な環境が、その兒童を不良化するこゝを證明するのであつて犯罪自體の遺傳するこゝを裏切るものである。⁽⁵⁾「なほ我國の受刑者につき父母の前科の有無を見るに、例へば昭和三年に於ては、父母共に前科なきものが九五・一%を占め、その外父母共に前科あるもの〇・一%、父母の一方に前科あるもの一・五%、不詳三・三%といふ數字を示してゐる。而して過去十年間の平均も大體同様の割合を示してゐる。⁽⁶⁾勿論この統計は父母以外の血族を全然度外視してゐる點に於て遺傳の研究にまつては甚だしく不完全ではあるけれども、犯罪そのものは遺傳せずの主張を或程度に強めるものと言ひ得るであらう。

(5) 島保、前掲書、九五頁、九六頁

(6) 司法省、第三十行刑統計年報、三九頁

かくて犯罪性自體の遺傳が證明されないことすれば、犯罪につき問題となるのは、癲癇、精神低能、なきの變質性の遺傳のみである。所でかゝる變質性が犯罪と必然的關聯を持つものでないことは甚だ明であらう。精神病

者、精神低能者等にして犯罪的傾向を示さない者も相當多數に存するこゝは否定出来ない事實である。而して低能者の中の一部のみが犯罪者となるのは主として社會的要因の作用によるもの之解せねばならない。例へば、變質者の數に於ては男女の間に大なる相違はないのに犯罪者の數に於ては女子が著しく少いこゝいふ事實は、男女の社會的地位の相違を考慮に入れるこゝによつて始めて理解せられるであらう。⁽⁷⁾即ち變質性は犯罪の自足的な原因ではなく、社會的要因の協力を待つて始めて犯罪を發生せしめる所のものである。果して然らば先天的犯罪者なる觀念は捨てられねばならない。フエリーは、先天的犯罪者でも例外的に良好な環境に住めばその犯罪的傾向が環境によつて防止されるが故に犯罪者とならずに終ることを考へたのであるが、實はこの場合は、既に存在する犯罪性を環境が防止するのではなく、遺傳的變質性がいはゞ穩かな方向へ發展するだけのこゝである。この遺傳的變質性に對し社會的要因の作用が附加せられた場合に始めて犯罪が行はれるこゝとなるのである。即ちこゝに存するものは先天的犯罪者ではなくして、たゞ遺傳的變質性と社會的要因とである。⁽⁸⁾

(7) Bonger; Op. cit. p. 657. Footnote. 村松常雄、精神衛生、八九頁

(8) こゝは現在に於ては大体通説を認めてよいであらう。

Liszt: Die Zukunft des Strafrechts. (Op. cit. p. 12.) R. Bernhardt: Studien über Ertliche Belastung bei Vermög-

nverbrechern. 1930. pp. 6,45.

山岡萬之助、前掲書、三五—三三五頁

島保、前掲書、八九—九八頁

(9) 或人が突然發狂して妻子等を殺したといふ様な場合には、直接には何の原因も發見せられない爲に、遺傳的變質性のみによつて犯罪が行はれた様に考へ易い。併しながら實は、長い間の生活上の不滿が内燃しそれが變質性と結びついて爆發したと解すべき場合が多いであらう。

以上に於て、個人的要因のみにて犯罪の成立する場合は存しないこゝがほゞ明となつた。然らば次に個人的要因と社會的要因との協力によつて犯罪が成立する場合は存するか、又それは全犯罪の何パーセント位存するであらうか。先づかゝる場合が存するこゝについては全く論がない。従つて問題はその推定的比率如何の點にのみ存するわけである。而してこの點については甚だ意見が分れてゐる。即ち或人は犯罪者の過半数が變質者なりとして犯罪の大多數がこの場合に該當するこゝを主張し、⁽¹⁰⁾又他の人はかゝる場合は甚だ少數なるこゝを主張するの⁽¹¹⁾である。

(10) 松浦一、遺傳學原理、四九五頁、その外、イタリヤ學派の學者は一般にこの立場に立つてゐる。

(11) Bongers: Op. cit. p. 189.

元來通常人ミ變質者ミの區別が決して明確なものではない。それはたゞ程度的の差に過ぎない。精神能力の比較的低い者、又例へばロムブローゾの擧げた種々の異常性中の一二を有する者、なごをすべて變質者ミ見るならば、その數は犯罪者中に於てのみならず一般社會人中に於ても驚くべき多數に達するであらう。だが兎も角、犯罪者中に於て一般人中に於けるよりも多數の變質者が見出されるミいふことは、一般人中に於ける變質者の割合を知ることが困難である爲に明確な統計的根據を示し難いにも係はらず、一般に想像されてゐることであり、事實であらうミ考へられる。

併しながら犯罪者中に變質者殊に低能者が多いミいふ事實から、直ちに變質性或は低能性が犯罪の原因だミ考へてはならない。例へば失業者の中にも比較的能力の低い者が多いかも知れない。併し一定の經濟組織は一定の状態に於て一定數の勞働者をもみ消化し得るのであつて、その一定數以外の勞働者は不可避的に失業者ミならねばならぬ。従つてすべての勞働者が同様に最高の能力を有するミしてもなほ一定數以外の者は失業せざるを得ない。それ故社會的に見れば失業の原因は能力如何には存しないのである。たゞ勞働者の能力に差等があるミきは比較的能力低き者が先に失業するミことが多いミいふに過ぎぬ。それミ同じく、犯罪者中に低能者が多いミことの原因は、かゝる低能者が他の者より先に最も犯罪的な環境へ追ひこまれるミいふ事實に存するであらう。⁽¹²⁾それ

故か、る犯罪的環境そのものを消滅せしめない以上、低能者を減少せしめ得たとしても、犯罪の顯著な減少は望み難い。即ち、たゞひ犯罪者の四〇%が低能者だとしても犯罪の四〇%が低能を原因とするは言へないのである。何故ならばこれら四〇%中の可成り大なる部分は、右に述べた所によつて明かな如く、全く社會的要因による犯罪に外ならないであらうから。

(12) 失業は全く社會的原因によるが犯罪は一部分個人的要因にもよることを認めねばならぬ。従つて本文の類推を性急に徹底せしめることは危険であらう。併しながら、失業そのものが一の有力な犯罪原因である以上、この類推が必要であることは甚だ明である。

マヌーヅリエも次の如くに言つてゐる。受刑者中に一般人中に於けるよりもより多くの低能者を發見するといふ事實は次の二つの事情によるであらう、即ち第一には、逮捕されざる犯罪者は一般により機敏より有能であるが故にその自由を得てゐるのだといふこと、第二には、すべての社會階級の間にて淘汰が行はれ、能力低き者は最も犯罪におちいり易い溝へはまりこんでしまふといふことである。(ボンガー、前掲書、一七二頁の引用による。)

以上のことを考慮に置きつゝ、個人的並に社會的要因の協力によつて起る犯罪はざれ位存在するものであるかを考へて見よう。まづ個人的要因の作用が最も明瞭なのは所謂病理的犯罪の場合である。例へば或人が癩癩の發作に於て特殊の理由もなく人を殺した場合は、裕福な人が絶えず役にもたぬ物を盜む場合なきがそれであつて、

いづれも環境が甚しく犯罪的ではないのに犯罪行爲が行はれる場合、換言すれば極く些細なる社會的要因の協力に依つて直ちに犯罪が行はれる場合に外ならない。而してかくの如き犯罪が比較的稀な現象に過ぎないことは甚だ明かである。だがこの外にも、稍々不明瞭ではあるが個人的要因も作用してゐることを考へらるべき場合が存在するであらう。これ等をも合せてみるに全犯罪のほゞ何%位に達するであらうか。

ロンブローゾは前に述べた如く犯罪者中犯人定型を示すものは約四〇%存するを考へた。又フェリーは、「犯罪人類學者の研究結果に就いて言へば、犯罪者の五割乃至六割は僅かの生理的心理的異常性を有し、約三分の一は非常に多くの異常性を示し、一割は全然異常性を示さないといふことになつてゐる」⁽¹³⁾と言ひ、又他の所で彼は異常的犯罪者と常態に近い犯罪者との比率に就いて前者は四〇%乃至五〇%存在するを言つてゐる。⁽¹⁴⁾ところで僅かの異常性を有するものは一般の社會人中にも甚だ多數に存在するのであつて、その一部が犯罪者となるのは前に失業との類推に於て述べた如く主として社會的要因に依るのである。即ちかくの如き者は未だこれを社會生活に適應し難き人間にまでは言ふことが出来ない。僅少の異常性を有することは社會人の大多數に見出されることであつてむしろ普通のことには過ぎないのである。それ故個人的要因の作用せる場合として認むべきは犯罪者が比較的多くの異常性を示す場合に限られる。かくてロンブローゾ及びフェリーの與へた數字を基礎として考へるな

らば、犯罪の發生につき個人的要因の作用せる場合は全犯罪の約四〇%程を考へられるであらう。

(13) Ferris: Op. cit. pp. 129, 160. 邦譯二一七頁、二六八頁

(14) Ferris: Op. cit. p. 134. 邦譯二三五頁

なほ左座金藏氏が福岡刑務所に收容されたる犯罪者一三五九名につき調査された結果は次表の如く(男子のみについて見れば)實驗心理學の見地より智能劣弱者を認められる者四〇%、醫學の見地より精神異常を認められる者四六%であつてフェリーの擧げた數字に近いのを見る。而して福岡刑務所は特殊刑務所ではないからこの割合は一般の受刑者に推して考へることが出来るであらう。併しながらこれ等の場合すべて個人的要因の作用せるものと見るべきかは疑問であつて、精神病者の中にも遺傳的素質に起因せず後天的な環境の影響から起つた者も存するのみならず、智能劣等者(醫學的觀察に於ける魯鈍)の中の一部分は前にも述べた如く全く社會的要因に依る犯罪者を見ねばならぬであらう。従つて個人的要因の作用せる場合を見るべきは四〇%よりは少いであらう。

實驗心理學的精神検査の結果 (簡便のため男子のみを示す。)

知能	人員	收容人員ニ對スル百分比
天才	0	0
優良	208	16・40
普通	552	43・53
劣等	310	24・45
精神薄弱	135	10・65
低能	48	3・79
白癡	10	0・79
精神病の症狀アリ 検査不能ノモノ	5	0・38
合計	1,268	

醫學的見地より精神異常者と認むべき者の數(一二三九名中)

一、叡知障礙

魯鈍

三八八(男)

四〇(女)

癡愚

四五

一〇

白癡

一〇

一

二、人格異常

色慾異常性

二三

〇

衝動性

一〇

一

犯罪に於ける個人的要因と社會的要因 (第二卷第一號)

(A 一二二)

三三

放逸性	一五	四
病的酩酊性	四	〇
不徳性	一四	一
輕佻性	一〇	一
虚言性	一〇	〇
奇行性	〇	〇
紛争性	一八	〇
興奮性	二二	二
沈鬱性	一六	〇
三、精神病的症狀ヲ有スルモノ		
痲痺性精神病	一	〇
其ノ他	四	〇
合計	五八〇	六〇
(調査人員)	一、二六八	九一

(左歴金藏、成年犯罪者に對する醫學的並に實驗心理學的精神狀態の研究、行刑衛生會雜誌、第二卷第四號、第五號)

以上の様に考へてくるに、個人的要因の作用せる場合は全犯罪の三〇%乃至四〇%程と考へられるであらう。

併しながらこの推定に對しては一の訂正が加へられねばならぬ。即ち、犯罪人類學者が一般に研究の對象となし

た犯罪者は、監獄に拘禁された犯罪者のみである。所が受刑者は犯罪者のごく一部分に過ぎないのであつて、今ひきまづ檢舉されざる犯罪者を度外視するとしても、受刑者の外に起訴猶豫者及び微罪釋放者等の莫大な群が存在する。即ち昭和三年に於ける我が國の統計に依れば、同年の入監者は二八、九五九人であるに對し、罰金又は科料を言渡されたる者は一一一、三二五人、⁽¹⁶⁾ 檢事の取扱つた起訴猶豫人員一六八、六八〇人、警察署に於ける即決人員六六一、九九八人、司法警察官其他の取扱つた微罪釋放人員二四、五五四人であつて、⁽¹⁷⁾ 昭和三年中に現實に犯罪行爲を行つた者の總數は統計にあらはれたもののみにて九十九萬五千數百人、即ち約百萬人に達するのである。所で遺傳的變質性を有する犯罪者は、或は殘虐なる犯罪をなし、或は多數の犯行を繰返すが故に、精神病者として取扱れる場合の外多くは受刑者として拘禁せられるに至るものであるから、起訴猶豫者、警察に於ける即決者及び微罪釋放者等の中には比較的少數しか存在しないであらう。このことはフェリーによつても認められてゐる。即ち彼は「殺人者を、他の犯罪者、例へば傷害犯罪者、窃盜者と比較すれば、遙かに多率の異常的個人を含んでゐる」ことを認め、又累犯者中には非累犯者に比べて異常性が多く存在することを主張してゐる。⁽¹⁸⁾ そこで若し受刑者以外の犯罪者中に於ける遺傳的變質者（社會生活に適應し難き程度の）の割合を一五%と假定するならば、⁽¹⁹⁾ 受刑者中に於けるその割合を四〇%と認めても、全犯罪者中に於ける變質者の割合は約一六%に過

ぎない。又警察署に於ける即決並に司法警察官等の取扱ひにかゝる微罪釋放は甚だ輕微な犯罪に關するが故に假に之を除外して考へても、變質者の割合は約一七％に過ぎないこととなる。これらの數字はいづれも一の假定の上に立つものであつて甚だ不正確なことを認めねばならない。併しながら、犯罪現象が主として個人の變質性に基くといふ様に考へるのが誤であることだけは明かと言つてよいと思ふ。⁽²⁰⁾

(15) 司法省、第三十行刑統計年報、一二頁

(16) 司法省、第五十四刑事統計要旨、二二頁

(17) 第五十四刑事統計要旨、一頁

(18) Ferris: Op. cit. pp. 83, 90, 134. 邦譯一五〇、一五一、二二五頁

(19) 我國全人口中の精神病者數は昭和三年内務省衛生局の統計によると七萬餘人であつて千人につき一人強に過ぎない。(村松 常雄、精神衛生、二八頁) 尤もこれは届出られたものを基礎とするので實數はこの二倍乃至三倍と考へられてゐる。又吳秀三氏は、日本に於ける精神病者の數を二二二〇萬、重き精神薄弱者の數を九一二五萬、癲癇者を八萬以上、と推算された。それを合計すれば約四〇萬に達する。(村松、前掲三三頁) これに、比較的輕き精神薄弱者即ち智能劣等者を加算すれば恐らくその數はこの數倍となるであらう。そこで若しその合計を二五〇萬とするならば全人口の二・五％程となる。私は、この事實並に、受刑者中の變質者の割合は約四〇％にも達する事實を考慮して、輕微なる犯罪者の間に於ける變質者の割合を一五％と假定したわけである。

(20) 勿論變質者によつて行はれる犯罪には殘虐なものが多いため、この点から見れば個人的要因の重要性は小くない。併しながら私には、少數の變質者が殘虐な犯罪を犯すといふ事實と同様に、否それ以上に、毎年數十萬の普通人が犯罪を犯すに至るといふ社會的事實の方がより悲劇的と感ぜられる。この多數の普通人による犯罪の問題が解決せられない限り、犯罪問題はいつまでも社會の悲劇として殘るであらう。

遺傳的變質性ミ社會的要因ミの協力によつて起る所の犯罪は、遺傳的變質性の除去によつても之を消滅せしめ得べく、又社會的要因の除去によつても之を消滅せしめ得る。而して遺傳的變質性を除去する方法として特に注目すべきは優生學的方法である。それは優良なる素質を益々繁殖せしめ劣悪なる素質の繁殖を抑壓することによつて人類一般の素質を向上せしめようとするのであつて、その限りに於て正しい意圖の上に立つものと言ふことが出来る。併しながら優生學者自身によつても認められてゐる如く現在の社會には所謂逆淘汰の原因が甚だ多く存在する。⁽²¹⁾のみならず現在の社會は自ら直接に惡環境による變質性を産出してゐるのである。例へばフェリーも貧困並に寄生的生活が變質性の原因ミなつてゐることを認め、「一切の人類が眞に人間的な生活條件を保證され従つて亦人格の發展を保證される所の新なる經濟的社會的環境に於ては、犯罪の傳染源泉は消滅し、貧困による多數者の變質性及び寄生による少數者の變質性を根絶する」⁽²²⁾と言つてゐる。それ故優生學の意圖する所が實現さ

れる爲にはまづ社會そのものが改められねばならぬであらう。従つて、一般の社會的問題と切離し、單に劣患者の人工的斷種並に優良者の産兒獎勵等によつて變質性の除去を完うし得べしと考へるが如きは大なる誤であることを知らねばならない。のみならず、若し其の方法により變質性を消滅し得たとしても、社會的犯罪要因が存積する限り、それによつては犯罪現象の比較的小さい一部分が消滅せしめられるに過ぎないのである。即ち優生學的方法は社會の改造を前提し或は少くもそれと相伴ふことによつてのみ始めて十分の意義を有し得るであらう。⁽²³⁾

(21) Bongers: Op. cit. pp. 659, 660.

(22) Ferris: Op. cit. p. 131. 邦譯二〇四頁、その外 Bongers: Op. cit. pp. 659—666. 參照

(23) なほ變質性を消滅せしめる爲には精神病の治療といふことも重要である。たゞ現在に於ては精神病の治療率は比較的小であるから、本文に於ては優生學のみに觸れたわけである。精神病學的研究の重要性を忘れた積りではない。(松澤病院に於ける大正八年以降十年間の退院患者四、一八八名に關する調査によれば、全治約七%、輕快約二四%、未治退院二二%、死亡三六%である。村松、前掲書、一九一頁。又左座金藏氏が調査された被告人並に受刑者中の精神障礙七例について見ても、その中六三例、即ち八二%は不治の疾患なりとされてゐる。福岡醫科大學雜誌第二十四卷第五號一一二頁。)

然らば最後に、社會的要因のみにて、犯罪が成立する場合は在するか。かゝる場合の存し得る事はこれまでの叙述によつて殆ど明かであらう。私は試に典型的な場合の一を想像して見ようと思ふ。

彼は一勞働者の子として生れた。間もなく經濟的な嵐の爲に彼の父は失業した。信頼すべき指導者を持たなかつたので彼の父は自棄的になつて飲酒を始めた。飲酒の結果彼の家では常に暴行が行はれた。のみならず彼は食物も充分には與へられなかつた。彼の周圍にも同様な状態に居る子供が甚だ多く存在した。これ等のものが集り自己の堪え難い空腹を満たす爲に菓子を盗んだ。その菓子の味は彼に抑へ難い新たな欲望をおこした。かくて段々金錢に代へ得べき他のものを盗むこみをも知るやうになつた。相當の少年になつた時彼は或工場で勞働をさせられるこみになつた。併しその工場に於ける過勞は彼に飲酒やその他の惡癖を植えつけたのみであつた。しかもその工場をも遂に解雇されねばならなかつた。かくて成年に達した頃には、彼は全く習慣的な犯罪者の群に陥つてしまつた。⁽²⁴⁾₍₂₅₎

(24) マヌーヅリエは次の様に言つてゐる。即ち、我々が犯罪者の人間的價値を評價しようとするに當つては、まづ、所謂善良なる人々の大多數は、犯罪者が目的とする如き快樂を既にわが身にそなへてゐるさいふ事實を考慮に入れなければならない。貧民窟に育つた者が犯罪者とならずにおかうとするには、所謂尊敬すべき人達の間にも稀な位の強き道德意識を必要とするであらう。そこではその人の持つ善き性質そのものが犯罪の原因となるこみすらあるのである。(Bonger: *Op.cit.* pp. 171-173.)

(25) 犯罪者の壓倒的多數が無資産者であることをこみに想起すべきである。例へば昭和三年度新受刑者について見ればその九五・四パーセントは無資産者である。而も、これは受刑者のみの調査であつて、他の犯罪者をも加へる時は無資産者の比率は一層

増加すべきは明かであらう。(司法省、第三千行刑統計年報、三三頁)

右の例を見るに、そこには個人的要因の一片も作用してはゐない。⁽²⁶⁾ 専ら社會的要因に依る犯罪である。しかも女の例は決して特殊な現象ではない。

(25) フェリーは、かゝる場合でも性格の相違に依つて或は窃盜犯人となり或は詐欺を犯し、或は暴力的犯罪者となるのであるから矢張り個人的な要因も作用してゐるを考へるであらう。併しながら原因除去的立場に立ちて個人的要因と言ふ場合には、單に性格を指すのではなくて、性格の特に犯罪的なるもの、即ち遺傳的變質者のみを指すのである。この事は前に述べた。而して右の例に於ては、遺傳的變質性なるものは全く問題となつてゐないのである。

その外社會的要因の複雑なるに應じて、それに基く犯罪にも甚だ多くの現れ方が存在し、それを一々列擧することは困難なるのみならず、一般的概觀を與へやうとするこの小論の範圍を越えることもなるであらう。そこで私は今、社會的要因の最も重要なもののみを言及することを以て満足せねばならぬ。

犯罪の社會的要因として普通擧げられるのは、經濟的困窮、⁽²⁷⁾ 職業の影響、⁽²⁸⁾ 衣食住の状態に於ける缺陷、アルコール中毒、⁽²⁹⁾ 賣淫、浮浪、⁽³⁰⁾ 小兒の教育に於ける缺陷、⁽³¹⁾ 等である。併しこれ等の因素は單に並立的なものではなくして相互に固く結び合されたものなることは一見して明かである。従つてこれ等の結合を明かにし、根本的なもの

と派生的なものとの區別を示さなければ、未だ眞に社會的要因を明かにしたものと云ふことを得ないであらう。

(15) 經濟上の困窮が重要な犯罪原因であるといふことは殆んど常識である。所が我が國の第一審刑法犯有罪被告人の犯罪原因に關する統計によれば、貧困を原因とするものは昭和三年度に於て僅かに四・四％に過ぎないこととなつてゐる。(司法省、第五十四刑事統計要旨、四六頁)併しこれは、利慾、射幸等の如き心理的動機と、貧困、政治上の關係、浮浪等の如き環境的原因とを混同し、そのすべてを犯罪原因として並立せしめたことから起つた所の、誤つた結論に外ならない。このことは次の事實からも推測されるであらう。即ち、右の統計により窃盜犯人の犯罪原因を見ると、利慾が六〇・〇％を占め、貧困は僅かに七・四％に過ぎないのに、被告人の職業別統計を見ると、窃盜犯人の五七・〇％が無職者である。而して無職者の比率は財産犯罪殊に窃盜に於て著しく高率である。(前掲統計要旨四二頁)これは經濟的困窮と犯罪殊に財産的犯罪との間に緊密な關係のあることを示すものと云つてよいであらう。何故ならば、前にも述べた如く犯罪者の九五％以上は無資産者である。資産なくして職なき者の經濟状態が如何なるものであるかは説明を要しない。

(16) 職業の影響としては、長時間労働並に工場の不衛生状態は工業の機械化と相俟つて労働者の神經を疲勞せしめ、終には生理組織を變質せしめると言はれてゐる。又商業者には横領、賭博、傷害、詐欺、恐喝等が多く、工業者には傷害、殺人、強盜などが比較的多い。

(17) アルコール中毒は直接に傷害、殺人、等の原因となり、又遺傳的變質性の原因となり、なほ家族殊に子供に對する家庭的惡環境の原因ともなる。酒癖と傷害との關係は統計上も甚だ顯著である。(司法省、第三十行刑統計年報三三頁、一一九頁參照)

なほ慢性中毒と窃盜との間にも特殊の關係のあることが主張されてゐる。左座金藏、犯罪ト精神病トノ關係ニ就イテノ統計的觀察。(福岡醫科大學雜誌第二十四卷第五號、一一七一—一一九頁)

(30) 浮浪的生活は最も犯罪に陥り易き生活といふことが出来るであらう。而して實淫、浮浪等の主なる原因が經濟的困窮にあることも殆ど説明を要しない。勿論淫宣婦、浮浪者等の中には、遺傳的變質性殊に早發性癡呆等の爲にかゝる生活をなす者も存在するであらう。併しかくの如きは極く少數の例に過ぎぬことは明かである。

(31) Ferris: Op. cit. pp. 邦譯四六七—四七一頁

然らば何が根本的なものであるか。先づ注目すべきことは、前に述べた因素のすべて、或は殆どすべて、がその人の生活資料獲得方法の如何に依繋することである。利子地代等に依つて生活する者、俸給生活者、中小商工業者、賃銀労働者、小作人、等の區別に従つて、その生活環境を著しく異にすることは常識的に明かな事實である。而してこれ等の生活方法は、その時代の社會の經濟的組織に依繋するものである。資本主義的工場生産が在しない所には現在の如き工場労働者があり得ず、従つてかくの如き工場労働者の生活環境もあり得ないことは言ふまでもない。しかもかゝる生活環境は現代の經濟的組織に於ては不可避的なものであつて、個々の或労働者が何等かの機會によつてより裕福なる生活に移行し得たとしても、それはかゝる生活環境そのものの社會的存在

在を抹殺し得るものではない。而して一方、工場労働者、失業者、浮浪者等の生活環境が最も多くの犯罪要因を含んでゐるのみではなく、⁽³²⁾他方現代の経済的組織は利己的投機的精神を鼓吹するに共に又多くの寄生的生活者を作り出すが故に資本家、中小商工業者等の生活環境にも亦特殊の犯罪要因が存するのである。⁽³³⁾詐欺、瀆職、文書及び有價證券の偽造、傷害、殺人、等は有資産者に依つても相當多く犯されてゐる。⁽³⁴⁾

(35) 大正八年から昭和三年まで十年間に於ける新受刑者と資産の有無との關係は次の如くである。

年次	有資産(%)	無資産
大正八年	七・九	九二・一
大正九年	一〇・〇	九〇・〇
大正十年	八・七	九一・三
大正十一年	七・九	九二・一
大正十二年	七・〇	九三・〇
大正十三年	六・六	九三・四
大正十四年	五・七	九四・三
昭和元年	五・五	九四・五
昭和二年	四・二	九五・八
昭和三年	四・六	九五・四

犯罪に於ける個人的要因と社会的要因 (第二卷第一號)

(A 一三二)

四一

右の統計に於て注目すべきは、有資産者の犯罪は減少の傾向にあるに反し無資産者の犯罪は増加してゐる点である。然もそれは大体に於て世界大戰後の經濟的不況の深化と歩調を一にしてゐる様に見える。

(33) リストは、現代の犯罪現象の二大特徴として、「犯罪のプロレタリア化」並に精神病的犯罪者の増加を擧げ、これ等の原因としては、國內的には大工業の發達に伴ふ都市プロレタリアの激増、國際的には國家間の競争の未曾有の激化を擧げてゐる。

(Liszt: Op. cit. p. 444.)

なほ現代の社會的犯罪要因を詳細に説いたものとしては、Bonger: Op. cit. pp. 401—533.

(34) 司法省、第二十行刊統計年報、一一八頁

次に又、犯罪と殊に密接な聯關を持つ所のアルコール中毒も、社會的環境と密接な聯關を持つこゝが一般に認められてゐる。例へばフェリーは言ふ。「アルコール中毒は浮浪や犯罪の如く常に種々なる形態の下に存在してゐるのであるが、それが社會的な恐しい害惡となつたのは十九世紀に於てである。このこゝはアルコール中毒が個人の道徳的自由意志の結果でなく、現代文化の反動乃至は結果であるこゝを證するに十分である。……アルコール中毒の社會素因は一言にして言へば、一方では窮乏と疲勞とであり、他方富裕階級にあつては懶怠と富に對する病的な争いふ言葉に要約される。……事實アルコール中毒に對しても、遺棄兒童、浮浪、犯罪、に對しての如く、療法は只一つよりない。即ちそれは社會的療法であつて、一般生活の向上、言葉を換へていへば、勞働

時間の短縮、勞賃の増加、家族生活を更に面白くし衛生的娛樂劇場等を以て居酒屋や酒場に代へるこゝである。富裕階級のアルコール中毒は、これ等の階級が富に對する狂熱の爲に、生存の争を更に熱病的に苦しくし且つあらゆる詐欺的手段を使用する盜狂になつてゐる現在の状態から解放された後に、始めて消滅するであらう。故にアルコール中毒と共に恐るべき犯罪の源泉をなくするのは、社會が新なる方向に進み、その經濟的状态及び政治的道的状态を改めた時始めて得られるのである」⁽³⁵⁾。

(35) Ferris: Op. cit. pp. 252—258. 邦譯四三四—四四二頁

Bonger: Op. cit. pp. 357—373. 參照

(36) アルコールの慢性中毒並に病的酩酊に陥る者の過半数は遺傳的變質者であると言はれてゐる。併しながら通常人も、各人の體質の差によつて酒量や期間の大小長短は一定しないが、長期の飲酒によつて慢性中毒に陥ることのあるのは勿論であり、而してそれは主として社會的要因に依るものと言はねばならぬ。のみならず右の遺傳的變質性そのものが父祖の飲酒の結果であることも多いであらう。(下田光造、杉田直樹、共著、最新精神病學、二二—三三五頁參照)

かくて社會的要因の最も重要なものだけは、明かになつた。即ち種々の犯罪因素は經濟的組織を起點として相互に聯關してゐるのである。従つて社會的犯罪要因の徹底的な除去は、經濟的組織の改造を前提とするこゝを知らねばならぬ。⁽³⁷⁾ 併し又他方、現在の經濟的組織の上に於ても或程度までは立法的又は行政的手段に依つて個々の

犯罪要素の力を弱めることが可能であらう。これは社會政策的問題であつて、それについてはフェリーのいはゆる刑罰等植物の思想が思ひ出さるべきである。⁽⁸³⁾ かくの如き方法が如何なる程度まで可能なるかについては今後の事實を見ることにしたいと思ふ。

(82) かゝる經濟的組織の改造が如何なる過程を経て行はれるか又行はるべきかといふことは、困難な問題であり又甚だ議論のわかれてゐる問題である。こゝではたゞ犯罪の原因が何所に存するかを一應見極めることのみを以て満足せねばならぬ。

(83) フェリー自身、「この刑罰等植物は淺薄な社會改革の到着点になるべきものではなくて、今日の社會制度と全然異つた社會制度へ赴く爲の出発点でなければならぬ。」と言つてゐる。(P. 254, 邦譯四一九頁) 但し彼はこの「全然異つた社會制度」へ赴くべき具體的過程については明確な考を持つてゐなかつた様に見える。

四、結 語

前節に述べたことを要約すれば次の如くなる。第一に、先天的犯罪人なるものは存在しない。従つて個人的要因のみに基いて犯罪が起る場合は存しない。第二に、個人的要因と社會的要因との協力によつて起る犯罪は勿論存在する。而して比較的重き犯罪のみについて見ればその占める割合は四〇%前後に達するのであるが、全犯

罪中に於ては恐らく一五乃至二〇%位に過ぎないであらう。第三に、社會的要因のみに基いて犯罪が起る場合は存在する。而してこれが全犯罪の大多數を占めてゐるのである。

そこでまづ注意すべきことは、「すべての犯罪は個人的要因と社會的要因との結合的結果なり」といふ廣く行はれてゐる所の公式的命題は、必ずしも正確でないといふことである。原因除去的立場に立つて、個人的要因の意義を遺傳的變質性⁽¹⁾と解する限り、この命題は誤なりと言はねばならない。何等遺傳的變質性を有しないのに社會的環境の力の爲に犯罪者となる者が存することは前述の如く甚だ明かだからである。⁽²⁾

(三) これに反して若し個人的要因とは單に個人的性格を指すと解すれば、それはすべて人の具體的行爲はその人の性格から規定せられるといふ殆んど自明の事實を言ひ表はすに過ぎずして、その性格により特に犯罪の方向にむけて規定せられたか否かを少しも明かさしない。従つて、性格の力はむしろ犯罪防止的に作用したのに社會的要因の力が強かつた爲に終に犯罪を犯したといふ場合にも、この見方からすれば矢張り個人的要因と社會的要因との協力によつて起つたといふこととなるが、かくの如きは犯罪原因論として全然無意味である。かくる考へ方は犯罪の責任をすべて個人に歸しようとする古き思想が實證論的假面の下に幾分ゆがめられつゝ殘存せるものであると言つてよいであらう。

(四) 又或人は、小兒の時代に遺棄され又は惡環境に放置された爲に道德意識が低下して犯罪に陥つたといふ場合でも、その犯罪行爲の時について見ればその個人の道德意識の低いことが一の原因をなしてゐることは明かだから、矢張り個人的要因も作用してゐる。

る言つてよいではないか、と主張するであらう。併し、誰か特殊の社會的事情に強制されることなくして自己の子を遺棄し放置しようとするであらうか。犯罪行為の時に於て個人に附着してゐるすべての事柄を強いて個人的要因と呼ぼうとするなら、それは單なる言葉の争であつて論者の自由であらう。併しながら、それを根據として或は犯罪の責任は個人にもあると主張し或は社會のみを改めても犯罪は消滅しないと主張するならば、それは大なる誤謬であり又欺瞞である。

かくて個人的要因は一部の犯罪の條件たるに過ぎないが、社會的要因はあらゆる犯罪の條件である。即ち、個人的要因の除去は犯罪の一部を消滅せしむるに過ぎないが、社會的要因の除去は全犯罪現象を消滅せしめる。何故ならば、如何に個人的要因の優勢な犯罪であつても、それが社會的要因との結合的結果なる以上、社會的要因が除去され、ば犯罪そのものは成立し得ないからである。たゞ具體的な問題としてみれば、病理的犯罪と呼ばれるものは極く些細なる社會的要因の助力によつて直ちに惹起せられる犯罪であり、かゝる些細なる社會的要因をまで完全に除去することは近い將來に於ては困難なるべきが故にその限りに於て、根本的な社會的犯罪要因が除去された後にも、病理的犯罪並に最も輕微な犯罪の少數のみは殘存するであらう。併しながら前に述べた如く、變質性の可成り大なる部分は劣悪なる環境及びそれと關聯せるアルコール中毒並に徹毒に起因する。而して社會的要因の除去はこの變質性の原因を消滅せしめるが故に、病理的犯罪の數も現在と比較すれば著しく減少するに

至るであらう。なほ社會的要因の除去と相並んで、優生學的方法及び治療的方法による個人的要因の除去が成功するならば犯罪現象が全然消滅すべきは勿論である。⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾ 私はかゝる犯罪の全き消滅が甚だ近い將來に於て實現

さるべしとは夢想しない。併しながら犯罪問題に關する限り、この方向への一步前進のみが正しき一步であることを信ぜざるを得ない。

(3) フェリーは、一切の進化は先在形態及び先在機能の退化を伴ふやうに文明は一方に進歩すると共に他方に退化を伴ふから各文化はそれに特殊な犯罪や自殺や狂氣等の如き、中毒的産物を持つ、文化發展の各時期はそれに特有の犯罪を有し、封建時代には暴力的犯罪が主潮をなし、有産階級社會にあつては窃盜と詐欺とが左様である如く、未來の社會にも亦それに特有なる犯罪が存在すると主張してゐる。(Ferris: Op. cit. pp. 178, 179. 邦譯三〇六頁・三〇七頁) 併しこの言ひ方は甚だ不正確である。先づ、生物の進化がその先在形態及び先在機能の退化を伴ふとしてもそれは進化に依つて先在形態及び機能の必要が消滅した爲なることが多いであらう。従つてかゝる生物の進化からの類推に依つて犯罪の不滅を結論することは決して正確ではない。又封建社會の文化も有産階級社會の文化もそれに固有の犯罪を有したるが故に將來の社會の文化も固有の犯罪を有すべしと言ふならそれは全く俗流的常識論に過ぎない。問題はこれ等各種の文化の根本的差違の認識に存するのである。

私の解する所に依れば、右の如きフェリーの主張は、犯罪の根本的原因を遺傳に存するものと考へ、社會的環境はその遺傳的生物学的犯罪性の發現形式を決定するに過ぎぬとす彼の思想の一のあらはれに外ならないのである。而してかゝる思想の誤なることはこれまでの叙述によつて明かであらう。

(B) デュルケムも犯罪の不滅を主張する一人である。しかし彼は現在の社會に於て犯罪とせられてある如き行爲が、將來の社會に於て全然消滅し得べきことはこれを認めるのであるから、この小論で私の述べたことに對しては何等反對してゐないわけである。

この点に關する彼の主張は略々次の如くである。例へば竊盜も單なる無作法も唯一且つ同一なる利他的感情即ち他人の所有に對する尊重心を傷くるものに過ぎぬ。唯その異なる点は右の感情の傷けらるゝ程度が、これ等二種の行爲の一方によつてよりは他方によつての方が一層弱いといふことだけである。所で竊盜が消滅する爲には、他人の所有に對する尊重心が共同意識に於て一層強烈ならねばならぬ。所が竊盜に對する非難がそれ程強烈となつてその結果竊盜が消滅した時には、前には單なる道德的過失とみられた如き無作法に對して、以前に竊盜に對してむけられたと同じやうな強い非難がむけられるやうになる。即ちその場合には竊盜は消滅するが無作法といふ一の犯罪が起る。かくて聖人の社會即ち模範的且完全なる僧院を假定すれば、「そこでは俗界に於て默過さるゝ如き過失も、通常人の意識によつて犯罪が受くると同一なる誹謗を受ける。故に若しかゝる社會が、裁判權及び刑罰權を附與さるゝとすれば、恐らくこの社會は、かゝる行爲に犯罪なる名稱を附し、且つそれを犯罪行爲として取扱ふであらう。」と。(デュルケム著、田邊譯、社會學研究法、一七四頁、一七五頁)

併しながら強い非難を加へるといふこと、犯罪行爲として取扱ふといふこと、は必ずしも同一ではない。犯罪行爲たるには、それが裁判により一定の「刑罰」を科せられるものでなければならぬ。聖人の社會に於ては輕微な道德的過失も強い誹謗を受けるにしても、果してその社會が之を「犯罪」となし「刑罰」を科するであらうか。又かくの如き聖人の社會になれば、過失行爲に對しても非難といふよりは暖き寛容を以て對する様になるのではなからうか。非難、殊に刑罰といふ様な形に於ける非難は

それなくしては社會の維持が出来ない様な社會に於てのみ存在するものである。聖人の社會に於ても、過失は矢張り過失と認められる意味に於て一の非難が加へられるのは言ひ得る。併しそれに對してなほ外部的な刑罰といふ如きものを科することは私には考へ難い。即ち問題は、社會的に非難さるべき行爲を「犯罪行爲」といふ形式に於て取扱ふことが果して永久不變であるかといふ点に存する。若しも、或行爲を一定の刑罰を科せらるべき行爲として把握する思考形式そのものが、特殊の社會的經濟的組織を根底とする觀念形態であるならばその根底の變化と共に、かゝる思考形式は消滅するであらう。この問題はここに輕々しく決定することは困難であるから、問題の所在を指示するに止めたい。(E. Paschukanis: Allgemeine Rechtslehre und Marxismus, pp. 33—36, 52—59, 159—174. 山之内 一郎譯、二六一—三三頁、六六一—七六頁、二七六一—三〇三頁、等參照)。

なほデュルケムは犯罪は道德意識の進化中に於て一の有益なる役割を演ずることを主張する。即ち「犯罪の存するところに於ては、集合感情が、一の新しき形態を採るために必要なる展延性に富む状態にあるのみならず、犯罪は往々にして、集合感情の採らんとする形態を豫め決定することに貢獻をなすものである。事實に於て犯罪が、次に來るべき道德への豫期、將に成らんとするものに對する第一歩たりしことは、如何に屢々であつたことであらう。」といふのである。(デュルケム前掲、一七九頁) 彼はこの場合主として所謂進化的犯罪を考へてゐるのであらう。私も、集合感情が一の反抗をも持たず靜止的狀態にあるやうな社會を決して望ましいものとは思はない。併し又この集合的感情への反抗が常に必ず「犯罪」として取扱はれねばならぬとも考へ難い。即ちこれも前と同様の問題に歸するわけである。

(C) 戀愛の三角關係等の結果競争者を傷害し或は殺すといふ様な犯罪は社會の組織を如何に改めても消滅しないだらうといふ人がある。併しかくの如き犯罪は遺傳的變質性によるに非ずんば、他人殊に婦人を所有物視する思想の存在と、人の生命に對し尊重犯罪に於ける個人的要因と社會的要因 (第二卷第一號)

心なきこと、を條件とする。然るにかくの如き思想は婦人の隷屬的地位の消滅、連帶的社會の成立によつて著しく弱められ結局消滅するに至るであらう。

(3) 單純暴行その他の些細な犯罪的行爲や過失行爲の如きものは將來の社會にも存在するであらう。併しながら前にも一寸觸れた如く、或行爲が犯罪行爲として刑罰を科せられるのは、それが社會を脅す程の力を持つが故である。即ち現在に於てはかくの如き些細な反社會的行爲もより重大なものに移りゆく可能性を有し、又より重大な犯罪と結合して社會を脅すが故に犯罪として取扱はれるのである。所がこのより重大な犯罪が消滅した社會に於ては、かくの如き行爲は反社會的には相違なくとも、社會を脅す如き力を有しないが故に、之に「刑罰」を科する必要を認めないであらう。このことを考へるならばすべての犯罪現象が消滅するといふことは必ずしも單なる空想ではない。

(3) 私も刑罰を教育的改善方法たらしむべしといふ主張に贊する。そのみが反社會的行爲を行つた者に對する合理的手段と言ひ得るであらう。だが、自ら多數の犯罪者を作り出してゐる社會が、果して犯罪者に對して十分の教化力を有し得るであらうか。のみならず、社會が多數の犯罪者を作り出してゐる間は、若し刑が教育方法として成功したと假定しても、犯罪現象全体から見ればその効果は甚だはかないものと言はねばならぬであらう。何故ならば、國家が犯罪者の改善といふ困難なる仕事に従事してゐる間にも、社會は絶えず新たな犯罪者を作り出してゐるのであり、且彼等受刑者は刑務所を出れば直に又犯罪的環境に立歸らねばならないのだからである。それ故累犯の原因を刑務所に於ける改善の不完全にのみ歸することは出来ないであつて、累犯現象の主な原因は社會的犯罪要因に存するのである。かく考へてくると、刑の教育化は主なる社會的犯罪要因の除去を前提して始めて十分の意義を有することを知るであらう。社會的犯罪要因が除去せられ眞の連帶的社會となつた時始めて刑の教育化は完全

に實現するのであり、そこに至れば刑はやがて消滅に歸するであらう。

以上に於て私は、原因を除去することによつて犯罪現象を消滅せしめようとする立場から、犯罪に於ける個人的要因と社會的要因との重要性を考察した。その結果、犯罪を消滅又は減少せしめる爲には少くも社會的犯罪要因の根本的なるものを除去することが、まづ第一の前提であることが明かになつた。問題は決してこれで終つたわけではない。併し私はひきまつて、この小論を終へたいと思ふ。

(完)